

国へのフロン類年間漏えい量報告について

管理者は管理する機器からのフロン類の年間漏えい量が 1,000 トン-CO<sub>2</sub> 以上の場合は、翌年度の 7 月末日までに国に対して年次報告する義務があります。毎年必ずフロン漏えい量を算定してください。

管理者は、法人又は個人を単位として、事業を所管する大臣に報告することが必要です。  
※事業単位で 1,000 トン-CO<sub>2</sub> 以上の漏えいがあった場合は、管理者全体の報告に加えて、その事業所の漏えい量についても報告が必要です。

第一種フロン類充填回収業者から交付される充填証明書・回収証明書に基づき、漏えい量を算定することになります。報告された漏えい量は毎年、会社名と共に公表されます。